

電子取引データの管理及び訂正・削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定款第25条に規定する理事、監事及び定款第43条に規定する職員に対して適用する。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第3条 本会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引等とする。

- (1) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (2) インターネットを利用した請求書等の授受
- (3) FAX機能を持つ複合機を利用した請求書等の授受
- (4) EDI取引

(取引データの保存)

第4条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第5条に定めるデータについては、保存サーバ内に経理規程第9条に定める期間保存する。

(対象となるデータ)

第5条 保存する取引関係情報は、取引に関して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、請求書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項とする。

(運用体制)

第6条 保存する取引関係情報の管理責任者は事務局長及び玉野スポーツセンター所長、処理責任者は管理責任者の命を受けた者とする。

(訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は管理責任者の承認を受けるものとし、訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容を記録しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年5月24日から施行する。